

○総務省令第二十一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十一条第三項第三号及び第二十二条の規定に基づき、並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）を実施するため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関

する法律施行規則の一部改正)

第一条 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十六年総務省令第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「規定する手続等」の下に「(ただし、行政機関個人情報保護法第四章の二及び行政機関個人情報保護法施行令第二十五条に規定する手続等を除く。以下同じ。)」を加える。

第八条第一項中「第十八条第三項第三号」を「第二十一条第三項第三号」に改め、同項第二号中「第十条第三項第一号イ及びロ」を「第二十一条第三項第一号イ及びロ」に改め、同項第三号中「第十八条第三項第二号」を「第二十一条第三項第二号」に改め、同条第二項中「第十八条第三項第三号」を「第二十一条第三項第三号」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十六年総務省令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「規定する手続等」の下に「（ただし、独立行政法人等個人情報保護法第四章の二に規定する手続等を除く。以下同じ。）」を加える。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十九条の送付に要する費用の納付方法を定める省令の一部改正）

第三条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十九条の送付に要する費用の納付方法を定める省令（平成十八年総務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十二條の送付に要する費用の納付方法を定める省令

「第十九條」を「第二十二條」に改める。

附 則

この省令は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第

五十一号)の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。